

別添 3 肉用牛流通促進対策事業

第 1 事業の内容

公募団体のうち、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又はこれらの者を会員とする一般社団法人（以下「公募団体 C」という。）は、第 3 の 2 に規定する肉用子牛及び第 3 の 3 に規定する経産牛（以下「肉用子牛等」という。）の預託を通じた肉用子牛等の流通の円滑化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

1 肉用子牛市場流通促進対策

公募団体 C は、肉用子牛を、次のいずれかの取組を行った肥育農家等（公募団体 C の直接又は間接の組合員であって、素牛を肉用に肥育する農家又は肉用牛の繁殖により素牛を生産する農家をいう。以下同じ。）に肥育素牛として預託する。

(1) 「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 生畜第 4391 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に定める肉用牛枝肉情報全国データベースに枝肉情報の提供を行うこととし、「独立行政法人家畜改良センター肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程」（平成 14 年 6 月 21 日付け 14 独家セ 379 号。以下「肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程」という。）第 2 条第 4 号に基づき公益社団法人日本食肉格付協会に同意書を提出した者

(2) 独立行政法人家畜改良センターの「牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続」（平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号）第 2 条に同意した肥育農家等であって独立行政法人家畜改良センターに飼養地情報の公表の同意書を提出した者

2 肉用子牛安定供給対策

公募団体 C は、肉用子牛等を、繁殖に取り組む肥育農家等に子取り用雌牛として預託する。

3 預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進

公募団体 C は、1 及び 2 の事業の円滑な推進を図るため、肥育農家等に預託した肉用子牛等の確認及び品質向上、繁殖技術等に関する

る指導等を行う。

第2 事業の実施

1 事業実施規程の作成

公募団体Cは、事業を実施するに当たり、次の事項を規定した事業実施規程を作成するものとする。

- (1) 肥育農家等の要件及び義務
- (2) 肉用子牛等の要件及び預託期間
- (3) 肉用子牛等の肥育農家等への引渡しの方法
- (4) 肉用子牛等に係る債権・債務の精算の方法
- (5) 預託契約書例
- (6) 法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準
- (7) その他必要な事項

2 預託の実施

公募団体Cが肥育農家等へ肉用子牛等を預託するに当たっては、次によるものとする。

- (1) 肉用子牛等の集出荷計画を策定し、家畜市場等を通じて計画的に肉用子牛等を導入することとし、肉用子牛等の所有権を留保して肥育農家等に預託すること。なお、預託に当たっては肥育農家等と預託契約書を締結すること。
- (2) 肥育農家等に対する債権は、肉用子牛等の購入費（諸経費を含む。）及び当該購入費に係る利子（公募団体Cが肉用子牛等を肥育農家等に引き渡した日から、公募団体Cと肥育農家等の合意に基づき債権が精算される日までの期間について、公募団体Cが定める利率で計算した金額）とし、当該肉用子牛等が目的を達成の上、その債権を精算すること。
- (3) 肉用子牛等の購入、肥育農家等の選定・指導、預託期間中の肉用子牛等及びその産子の管理を行うこと。ただし、肥育農家等が生産した肉用子牛は、当該肉用子牛を生産した肥育農家等に預託することはできない。
- (4) 第1の1の事業については、肉用子牛を預託してから販売するまでの期間を最低8か月間以上（乳用種及び交雑種の初生牛

(生後2か月齢未満のものをいう。以下同じ。)にあつては、最低14か月間以上)とし、品種の特性等を考慮した預託期間とすること。ただし、黒毛和種のうち受精卵移植により生産された生後6か月齢未満のもの(以下「若齢ET牛」という。)にあつては、最低14か月齢まで預託すること。

(5) 第1の2の事業については、肉用子牛等を預託してから子牛を生産し、債権を精算するまでの期間を預託期間とすること。

なお、預託期間は、原則として60か月を超えない期間とすること。

(6) 肉用子牛等の導入に係る資金は、金融機関からの借入れにより調達したものであること。なお、この要綱の別添4の事業に基づく債務保証を受けて資金を借り入れる場合は、当該規定及び別添4の事業実施主体が別に定めるところによる。

(7) 預託期間中の肉用子牛等が死亡その他重大な事故等にあつた場合は、獣医師による診断書等をもって速やかに理事長に報告するとともに、当該肉用子牛等の取扱いについて理事長の指示に従うこと。

(8) 公募団体Cは、肥育農家等が肉用子牛等の預託期間中に経営難等により、当該肉用子牛等の飼養が継続できないと認められる場合は、他の肥育農家等に預託することができる。この場合、(4)及び(5)の預託期間については、それぞれの肥育農家等における飼養期間の通算により算定すること。

3 事業実施計画の作成

公募団体Cは、毎年度、別紙様式第1号により肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛流通促進対策事業)実施計画書を作成し、都道府県の区域の全部又は一部を区域とする者にあつては、別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業(肉用牛流通促進対策事業)実施計画についてにより都道府県知事に協議するものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

第3 事業の要件

この事業については、次の要件を全て満たすものとする。

1 肥育農家等

- (1) 肉用子牛等の預託契約時において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者又は肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の1の(3)の力の登録生産者であること。
- (2) 肥育農家等は、原則として、預託を受けた肉用子牛等を再預託してはならない。ただし、第1の2の事業で子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛等を、理事長の承認を受けて公共牧場（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、畜産公社又は牧野組合が管理運営規程等を定めて所有し、又は管理する牧場をいう。）又は肉用牛の繁殖技術を有する農家に預託（飼養管理を委託する場合を含む。）をすることができるものとする。
- (3) 子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛については、繁殖処理（人工授精、受精卵移植等をいう。以下同じ。）を実施し、1産以上の肉用子牛を生産すること。また、その産子については、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく家畜登録機関による子牛登記等を行うよう努めること。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、その繁殖処理の実施を証する書類の確認ができるものに限り、第1の1の事業の対象として取り扱うことができるものとする。
- (4) 子取り用雌牛として預託を受けた経産牛については、導入後に繁殖処理を実施し、1産以上の肉用子牛を生産すること。また、その産子については、家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関による子牛登記等を行うよう努めること。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、その繁殖処理の実施を証する書類をもって理事長に報告するとともに、当該牛の取扱いについて理事長の指示に従うこと。

2 肉用子牛

- (1) 国内で生産された牛であり、その品種区分は「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」(平成元年12月21日付け

元畜A第3462号農林水産事務次官依命通知)の記の第3の2の(3)に規定する次の品種であること。

ア 第1の1については、黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種、交雑種又は乳用種

イ 第1の2については、黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種又は交雑種

(2) 適正な発育をしているもので、月齢6か月以上12か月未満の間に導入されたものであること。

ただし、第1の1の事業の対象となる肉用子牛のうち乳用種及び交雑種並びに第1の2の事業の対象となる肉用子牛のうち交雑種にあつては、初生牛も対象とすることができるものとする。また、第1の1及び2の事業の対象となる肉用子牛のうち黒毛和種にあつては、若齢ET牛も対象とすることができるものとする。

(3) 家畜取引法(昭和31年法律第123号)に基づく家畜市場(臨時市場を含む。以下同じ。)を通じて導入したものであること。

ただし、家畜市場を通じて導入したものと同等であるとして、理事長が承認した場合はこの限りでない。

(4) 第1の2の事業の対象となる肉用子牛は、国及び機構の他の事業による繁殖雌牛導入に係る補助金の交付を受けていないこと。

3 経産牛

(1) 国内で生産された子取り用雌牛であり、その品種区分は「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」の記の第3の2の(3)に規定する黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種又は交雑種であること。

(2) 1産以上の子牛生産若しくは妊娠(初妊を含む。)をしているもの又は月齢25か月以上であること。ただし、交雑種にあつては月齢74か月未満の間に導入されたものに限る。

(3) 家畜取引法に基づく家畜市場を通じて導入したものであること。

ただし、家畜市場を通じて導入したものと同等であるとして、理事長が承認した場合はこの限りでない。

- (4) 当該経産牛については、国及び機構の他の事業による繁殖雌牛導入に係る補助金の交付を預託される肥育農家等が受けていないこと。

4 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体Cは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする肥育農家等が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

- (1) 令和8年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この4において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- (2) 令和7年度及び令和8年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- (3) 令和7年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和8年度に契約を締結していない者であること。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

公募団体Cは、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の試行実施について」(令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に基づき、交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第6の4の実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施し

たか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

第4 事業の推進指導等

- 1 公募団体Cは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び別添4の事業実施主体との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、生産者等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Cが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Cは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）補助金交付申請書に第2の1の事業実施規程を添えて理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Cは、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認められた場合は、第1の1及び2の事業については出来高に応じ、また第1の3の事業については交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体Cは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

なお、公募団体Cは、補助金の交付を受けた後、事業の対象となった肉用子牛が事業の要件を満たすに至らなかった場合又は第3の1の(3)のなお書の規定により第1の2の事業から第1の1の事業の対象の肉用子牛に変更した場合は、交付を受けた補助金の全額又は差額を機構に返還しなければならない。

4 事業の実績報告

公募団体Cは、別紙様式第6号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。

5 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 公募団体Cは、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金

に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 公募団体Cは、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、4の実績報告書を提出するに当たって補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 公募団体Cは、(1)のただし書により申請をした場合において、4の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（(2)の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

第8 提出書類の都道府県への届出

公募団体Cは、第6の1、2及び4により理事長に書類の提出後、預託先肥育農家等が所在する都道府県畜産主務課にその写しを届け出るものとする。

第9 事業の適正実施等

1 補助条件の遵守

公募団体Cは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）等の関係法令及びこの要

綱を遵守しなければならない。また、公募団体Cは、肥育農家等に対して、これらの関係法令及び要綱等を遵守させるものとする。

2 帳簿等の整備保管

公募団体Cは、この事業に係る経理については、他と区分して適正に経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

3 電磁的記録による整備保管

2に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体Cに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業種類	補助対象経費	補助率																						
1 肉用子牛市場流通促進対策	肉用子牛を導入し、肥育素牛として肥育農家等に預託するのに要する経費	<p>以下の表左欄区分ごとに、それぞれ1頭当たり同表右欄掲げる額</p> <table border="1" data-bbox="821 461 1452 907"> <tr> <td>黒毛和種（雄（去勢））（若齢E T牛を含む。）</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>黒毛和種（雌）（若齢E T牛を含む。）</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>褐毛和種</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他肉専用種</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>交雑種（初生牛を含む。）</td> <td>9,000 円</td> </tr> <tr> <td>乳用種（初生牛）</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>乳用種（初生牛を除く。）</td> <td>7,000 円</td> </tr> </table>	黒毛和種（雄（去勢））（若齢E T牛を含む。）	20,000 円	黒毛和種（雌）（若齢E T牛を含む。）	10,000 円	褐毛和種	14,000 円	その他肉専用種	10,000 円	交雑種（初生牛を含む。）	9,000 円	乳用種（初生牛）	4,500 円	乳用種（初生牛を除く。）	7,000 円								
黒毛和種（雄（去勢））（若齢E T牛を含む。）	20,000 円																							
黒毛和種（雌）（若齢E T牛を含む。）	10,000 円																							
褐毛和種	14,000 円																							
その他肉専用種	10,000 円																							
交雑種（初生牛を含む。）	9,000 円																							
乳用種（初生牛）	4,500 円																							
乳用種（初生牛を除く。）	7,000 円																							
2 肉用子牛安定供給対策	肉用子牛等を導入し、繁殖に取り組む肥育農家等へ子取り用雌牛として預託するのに要する経費	<p>雌子牛については以下の表左欄区分ごとに、それぞれ1頭当たり同表右欄掲げる額</p> <table border="1" data-bbox="821 1005 1452 1207"> <tr> <td>黒毛和種（若齢E T牛を含む）</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>褐毛和種</td> <td>36,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他肉専用種</td> <td>29,000 円</td> </tr> <tr> <td>交雑種（初生牛を含む）</td> <td>25,000 円</td> </tr> </table> <p>経産牛（妊娠牛を含む。）については以下の表左欄区分ごとに、それぞれ1頭当たり同表右欄掲げる額</p> <table border="1" data-bbox="821 1352 1452 1704"> <tr> <td>黒毛和種（74 か月齢未満）</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>黒毛和種（74 か月齢以上）</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>褐毛和種（74 か月齢未満）</td> <td>26,000 円</td> </tr> <tr> <td>褐毛和種（74 か月齢以上）</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>その他肉専用種（74 か月齢未満）</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>その他肉専用種（74 か月齢以上）</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>交雑種</td> <td>20,000 円</td> </tr> </table>	黒毛和種（若齢E T牛を含む）	40,000 円	褐毛和種	36,000 円	その他肉専用種	29,000 円	交雑種（初生牛を含む）	25,000 円	黒毛和種（74 か月齢未満）	28,000 円	黒毛和種（74 か月齢以上）	5,000 円	褐毛和種（74 か月齢未満）	26,000 円	褐毛和種（74 か月齢以上）	4,500 円	その他肉専用種（74 か月齢未満）	24,000 円	その他肉専用種（74 か月齢以上）	4,000 円	交雑種	20,000 円
黒毛和種（若齢E T牛を含む）	40,000 円																							
褐毛和種	36,000 円																							
その他肉専用種	29,000 円																							
交雑種（初生牛を含む）	25,000 円																							
黒毛和種（74 か月齢未満）	28,000 円																							
黒毛和種（74 か月齢以上）	5,000 円																							
褐毛和種（74 か月齢未満）	26,000 円																							
褐毛和種（74 か月齢以上）	4,500 円																							
その他肉専用種（74 か月齢未満）	24,000 円																							
その他肉専用種（74 か月齢以上）	4,000 円																							
交雑種	20,000 円																							
3 預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進	預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進に要する経費	定額																						

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）
実施計画書

住 所
団体名
代表者氏名

1 預託計画総括表

区分	単価	預託 頭数	計	肉 用 子牛等 購入費	肉用子牛等 購入費内訳		備 考
					別添4 の債務 保証	その他	
	円	頭	円	円	円	円	
1 肉用子牛市場流通 促進対策							
① 黒毛和種 (雄(去勢)) (若齢ET牛を含 む。)	20,000						
② 黒毛和種(雌) (若齢ET牛を含 む。)	10,000						
③ 褐毛和種	14,000						
④ その他肉専用種	10,000						
⑤ 交雑種 (初生牛を含む。)	9,000						
⑥ 乳用種 (初生牛)	4,500						
⑦ 乳用種 (初生牛を除く。)	7,000						
計							
2 肉用子牛安定供給 対策 うち雌子牛							

① 黒毛和種 (若齢E T牛を含む。)	40,000						
② 褐毛和種	36,000						
③ その他肉専用種	29,000						
④ 交雑種	25,000						
うち経産牛							
⑤ 黒毛和種 (74 か月齢未満)	28,000						
⑥ 黒毛和種 (74 か月齢以上)	5,000						
⑦ 褐毛和種 (74 か月齢未満)	26,000						
⑧ 褐毛和種 (74 か月齢以上)	4,500						
⑨ その他肉専用種 (74 か月齢未満)	24,000						
⑩ その他肉専用種 (74 か月齢以上)	4,000						
⑪ 交雑種	20,000						
計							
合計							

(注) 肉用子牛等導入費の「別添4の債務保証」には、融資総額を記入すること。

2 その他事業の推進計画

(1) 預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進

--

(2) 事業費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
合計				

(注) 備考欄には、積算基礎を記載すること。

3 添付書類

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 集出荷計画 | 別添1のとおり |
| (2) 預託者別・品種別預託計画 | 別添2のとおり |
| (3) 肥育農家等調書 | 別添3のとおり |

別添 1

令和 年度肉用牛流通促進対策集出荷計画

組合名： _____

1 組合員への普及・推進について

説明会等名	回数	日時	参加人数	備考

(注) 事業のPRや説明会の開催場所ごとに、その時期、参加者等の計画を記載する。

2 肥育農家等調書

組合員数	参加農家数	認定農業者	登録生産者数	事業別参加農家数			備考
				A	B	A・B	
人	人	人	人	人	人	人	

(注) 1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者をいい、登録生産者とは、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の1の（3）のカの登録生産者をいい、それぞれの人数を記入する。

2 事業別参加農家数は、肉用子牛市場流通促進対策のみを実施する場合は「A」、肉用子牛安定供給対策のみを実施する場合は「B」、両方を実施する場合は「A・B」の欄に、それぞれの人数を記入する。

3 繁殖等計画（肉用子牛安定供給対策実施農家のみ該当）

事業実施組合員数	品種	繁殖処理方法			産子利用計画		公共牧場利用計画		備考
		人工授精	受精卵移植	その他	繁殖仕向け	肥育仕向け	有	無	
計									

(注) 「公共牧場利用計画」が有の場合は、利用する公共牧場の名称、所在地（都道府県名及び市町村名）を備考欄又は別紙に記入し、当該公共牧場との預託（入牧）契約書（写）等を添付すること。

4 飼養頭数計画

品種	前年度末（又は計画当初）頭数	本年度末頭数
	頭	頭
A 黒毛和種 （雄（去勢））		
B 黒毛和種 （雌）		
C 褐毛和種		
D その他肉専用種		
E 交雑種		
F 乳用種		
計		

（注）この表には、預託する肥育農家等全体の品種別飼養頭数について記入する。

5 預託頭数計画

品種	肉用子牛市場 流通促進対策	肉用子牛安定 供給対策	預託頭数 合計
うち子牛	頭	頭	頭
A 黒毛和種 （雄（去勢）） （うち若齢E T牛）	（ ）	（ ）	（ ）
B 黒毛和種（雌） （うち若齢E T牛）	（ ）	（ ）	（ ）
C 褐毛和種			
D その他肉専用種			
E 交雑種 （うち初生牛）	（ ）	（ ）	（ ）
F 乳用種 （うち初生牛）	（ ）	—	（ ）
うち経産牛			
G 黒毛和種 （74 か月齢未満）	—		
H 黒毛和種 （74 か月齢以上）	—		
I 褐毛和種 （74 か月齢未満）	—		

J 褐毛和種 (74 か月齡以上)	—		
K その他肉専用種 (74 か月齡未満)	—		
L その他肉専用種 (74 か月齡以上)	—		
M 交雑種	—		
計			
(うち経産牛)	—	()	()
(うち初生牛)	()	—	()
(うち若齡E T牛)	()	()	()

別添2

令和 年度 預託者別・品種別預託実績頭数
 1 肉用子牛市場流通促進対策（肥育仕向け肉用子牛）

組合名: _____

(単位:頭)

農家 番号	氏名	肥育素牛 購入先	①黒毛和種 (雄(去勢)) (若齢E T牛含む)		②黒毛和種 (雌) (若齢E T牛含む)		③褐毛和種		④その他 肉専用種		⑤交雑種 (初生牛含む)		⑥乳用種 (初生牛)		⑦乳用種 (初生牛除く)		計		
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
		市場																	
		その他																	
		市場																	
		その他																	
		市場																	
		その他																	
		市場																	
		その他																	
		市場																	
		その他																	
		市場																	
		その他																	
		市場																	
		その他																	
		市場																	
		その他																	
	計	市場																	
		その他																	

(注) 事業計画の場合は計画欄に記入し、実績報告書の場合は実績欄に計画と対比して記入する。

別添2

令和 年度 預託者別・品種別預託実績頭数
2 肉用子牛安定供給対策（繁殖仕向け雌子牛）

組合名： _____

(単位:頭)

農家 番号	氏名	雌牛 購入先	①黒毛和種 (若齢E T牛含む)		②褐毛和種		③その他肉専用種		④交雑種 (初生牛含む)		計	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
		市場										
		その他										
	計	市場										
		その他										

(注) 事業計画の場合は計画欄に記入し、実績報告書の場合は実績欄に計画と対比して記入する。

別添2

令和 年度 預託者別・品種別預託実績頭数
3 肉用子牛安定供給対策（繁殖仕向け経産牛）

組合名: _____

(単位:頭)

農家 番号	氏名	雌牛 購入先	①黒毛和種 (74か月齢未満)		②黒毛和種 (74か月齢以上)		③褐毛和種 (74か月齢未満)		④褐毛和種 (74か月齢以上)		⑤その他肉専用種 (74か月齢未満)		⑥その他肉専用種 (74か月齢以上)		⑦交雑種		計	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
		市場																
		その他																
		市場																
		その他																
		市場																
		その他																
		市場																
		その他																
		市場																
		その他																
		市場																
		その他																
		市場																
		その他																
		市場																
		その他																
	計	市場																
		その他																

(注) 事業計画の場合は計画欄に記入し、実績報告書の場合は実績欄に計画と対比して記入する。

別添3

令和 年度肉用牛流通促進対策 肥育農家等調書

組合名：

1 肥育農家等の氏名等

農家 番号	氏名	認定 農業者	登録 生産者	取組内容		事業区分		備考
				枝肉D Bの同 意	個体識 別DB の同意	肉用子 牛市場 流通促 進対策	肉用子 牛安定 供給対 策	
	計							

- (注) 1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者をいい、登録生産者とは、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の1の（3）のカの登録生産者をいい、それぞれの該当項目に○印を記入する。
- 2 取組内容は、肥育農家等が肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程に関する同意書の提出をする場合は「枝肉DBの同意」に、牛個体識別全国データベースの飼養地情報の公表の同意書の提出をする場合は「個体識別DBの同意」に○印を記入する。
- 3 事業区分は、肉用子牛市場流通促進対策、又は肉用子牛安定供給対策のうち、それぞれ実施する事業に（両方の事業を実施する場合は両方に）○印を記入する。

2 繁殖等計画（肉用子牛安定供給対策実施農家のみ該当。）

氏名	品種	繁殖処理方法			産子利用計画		公共牧 場利用 計画		備考
		人工 授精	受精卵 移植	その他	繁殖 仕向け	肥育 仕向け	有	無	
	計								

- (注) 「公共牧場利用計画」が有の場合は、利用する公共牧場の名称、所在地（都道府県名及び市町村名）を備考欄又は別紙に記入し、当該公共牧場との預託（入牧）契約書（写）等を添付すること。

3 飼養頭数計画

氏名	品種	前年度末頭数 (又は計画当初頭数)	本年度末頭数
	A：黒毛和種 (雄(去勢)) B：黒毛和種(雌) C：褐毛和種 D：その他肉専用種 E：交雑種 F：乳用種 計	頭	頭
...	...		
計	A：黒毛和種 (雄(去勢)) B：黒毛和種(雌) C：褐毛和種 D：その他肉専用種 E：交雑種 F：乳用種 計		

(注) この表には、預託する肥育農家等全体の品種別飼養頭数について記入する。

4 預託計画

氏名	品種	肉用子牛 市場流通 促進対策	肉用子牛安 定供給対策	飼養場所
	うち子牛 A 黒毛和種 (雄(去勢)) (うち若齢ET牛)	頭 ()	頭 ()	
	B 黒毛和種(雌) (うち若齢ET牛)	()	()	
	C 褐毛和種			
	D その他肉専用種			

	E 交雑種 (うち初生牛)	()	()	
	F 乳用種 (うち初生牛)	()	—	
	うち経産牛			
	G 黒毛和種 (74 か月齢未満)	—		
	H 黒毛和種 (74 か月齢以上)	—		
	I 褐毛和種 (74 か月齢未満)	—		
	J 褐毛和種 (74 か月齢以上)	—		
	K その他肉専用種 (74 か月齢未満)	—		
	L その他肉専用種 (74 か月齢以上)	—		
	M 交雑種 計	—		
	(うち経産牛)	—	()	
	(うち初生牛)	()	—	
	(うち若齢E T牛)	()	()	
...	...			
計	うち子牛	頭	頭	
	A 黒毛和種 (雄 (去勢)) (うち若齢E T牛)	()	()	
	B 黒毛和種 (雌) (うち若齢E T牛)	()	()	
	C 褐毛和種			
	D その他肉専用種			
	E 交雑種 (うち初生牛)	()	()	

F 乳用種 (うち初生牛)	()	— —	
うち経産牛			
G 黒毛和種 (74 か月齢未満)	—		
H 黒毛和種 (74 か月齢以上)	—		
I 褐毛和種 (74 か月齢未満)	—		
J 褐毛和種 (74 か月齢以上)	—		
K その他肉専用種 (74 か月齢未満)	—		
L その他肉専用種 (74 か月齢以上)	—		
M 交雑種	—		
計			
(うち経産牛)	—	()	
(うち初生牛)	()	—	
(うち若齢E T牛)	()	()	

(注) 1 「飼養場所」は、都道府県名及び市町村名を記入する。(飼養場所が2か所以上の場合は別段にし、該当市町村名は全て記入すること。)

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）
実施計画について

このことについて、下記のとおり実施したいので肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添3の第2の3の規定に基づき協議します。

記

- 1 事業実施計画
別紙様式第1号「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）実施計画書」のとおり。
- 2 事業完了予定年月日
年 月 日
- 3 添付書類
(1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）を実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添3の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 肉用子牛市場流通促進対策	円	円	円	
2 肉用子牛安定供給対策				
3 預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 - (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
 - (3) 別紙様式第1号の実施計画書及び当計画を都道府県知事に協議したことを証する書面の写し
 - (4) 「みどりチェック」チェックシート
- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2) 添付書類のうち(1)及び(2)について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛
経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）の実施について、下記の事由によ
り事業を変更したいので承認されたく肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添3の
第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第3号に準じ、変更部分が容易に対照できるよ
う変更前を（ ）書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）について、下記により補助金 円を概算払により交付されたく肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添3の第6の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日ま で 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
1 肉用子牛市場流通促進対策	円	円	円	円	%	円	円	円	円
2 肉用子牛安定供給対策									
3 預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進									
合 計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

3 添付書類

(1) 預託者別・品種別預託実績（別紙様式第1号の別添2）

別紙様式第6号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）について、下記のとおり実施したので肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添3の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて補助金の精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の様式に準ずる。
- 3 事業に要した経費及び負担区分

区分	事業費	負担区分		既概算 払受領 額②	精算額 ①-②	備考
		補助金 ①	その他			
	円	円	円	円	円	
計						

注1 区分欄の記載項目は、別紙様式第3号の3に準ずる。

- 2 交付決定額を補助金の欄に（ ）書きすること。

4 事業完了年月日
年 月 日

5 振込先金融機関名
金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

6 添付書類
(1) 預託者別・品種別預託実績（別紙様式第1号の別添2）及び預託牛管理台帳
（写）（別紙様式第8号）
(2) 「みどりチェック」チェックシート

別紙様式第7号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添3の第6の5の（3）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付

すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

預託牛管理台帳

1 肉用子牛市場流通促進対策（肥育仕向け肉用子牛）

組合名： _____

預託者名： _____

預託者住所： _____

整理番号	預託年月日 (和暦)	品種					性別		個体識別番号 2桁-10桁 (県-番号)	生年月日 (和暦)	添付書類				購入時 体重 (kg)	購入費			素牛 購入費 (円)	購入 資金		売却 年月日 (和暦)	売却 価格 (円)	出荷先			備考	
		1 黒毛 和種	2 褐毛 和種	3 その他 肉専	4 交雑 種	5 乳用 種	1 雌	2 雄・ 去勢			1 子牛 登録 証明書	2 種付 証明書	3 市場 購買 伝票	4 その他		1 家畜 市場	2 指定 家畜 市場	3 その他		1 債務 保証	2 その他			1 家畜 市場	2 食肉 市場	3 その他		
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2	3		1	2				1	2	3	

←----- この間の項目は、預託時に全て記入のこと -----> >>> >>> 肥育終了・売却後記入のこと ----->

(注) 1 整理番号は、預託者毎に年度を通じ連番とすること。 2 乳用種（指定市場）は、乳用種（初生牛を除く）を肉用子牛生産者補給金制度に基づく指定家畜市場から購入した場合。 3 素牛購入費は、素牛価格と諸経費の合計額とすること。 4 品種・性別・添付書類・購入先・購入資金・出荷先は該当欄の数字に○印を付すること。 5 年月日の記入は、「26年4月14日」の場合は、260414のように記入すること。 6 体重・金額は、右詰めで記入すること。

※この管理台帳は、各組合が定める「事業実施規程」に基づく預託事業に係る受領・債務確認書等により確認の上記入すること。

預託牛管理台帳

2-2 仕向け変更肥育素牛（繁殖仕向け雌子牛→肥育仕向け肉用子牛）

組合名： _____

預託者名： _____

預託者住所： _____

整理番号	預託年月日 (和暦)	品種					性別		個体識別番号 2桁-10桁 (県-番号)	生年月日 (和暦)	添付書類				購買時 体重 (kg)	購入先		雌牛 購入費 (円)	購入資金		売却 年月日 (和暦)	売却 価格 (円)	出荷先			備考
		1 黒毛 和種	2 褐毛 和種	3 その他 肉専	4 交雑 種	5 乳用 種	1 雌	2 雄・ 去勢			1 子牛 登録 証明書	2 種付 証明書	3 市場 購買 伝票	4 その他		1 家畜 市場	2 その他		1 債務 保証	2 その他			1 家畜 市場	2 食肉 市場	3 その他	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	
		1	2	3	4	5	1	2			1	2	3	4		1	2		1	2			1	2	3	

この間の項目は、預託時に全て記入のこと

肥育終了・売却後記入のこと

(注) 1 この管理台帳には、実施要綱第3の1の(4)のなお書きの規定により、受胎しなかった繁殖仕向け雌子牛を肥育仕向け肉用子牛として取り扱うこととなったものについて、その時点で記帳し、管理すること。
 2 品種・添付書類・購入先・購入資金・出荷先は該当欄の数字に○印を付すること。
 3 年月日の記入は、「26年4月14日」の場合は、260414のように記入すること。
 4 体重・金額は、右詰めで記入すること。

※この管理台帳は、肉用子牛の受領・債務確認書等により確認の上記入すること。